

埼玉県共同募金会における各事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

埼玉県共同募金会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、各事業にかかわる個人情報の種類等についての規定は、下記のとおりです。これらの事業への対応については、本会個人情報保護管理者及び苦情対応担当者が担当いたします。

No.	事業名	個人情報の種類（本事業にかかわって取得・利用する個人情報）	個人情報の利用目的	第三者提供の有無及びその内容
1	募金事業	寄付者が募金振込通知書等に記載した事項 ・寄付者の氏名、住所、寄付金額等	寄付者への領収書、礼状等の発行業務、表彰・感謝に関する業務及び募金の呼びかけを適正かつ円滑に行うことを目的とする。	・市町村社会福祉協議会との連携（共同募金は市町村社会福祉協議会と連携して実施するため、市町村社会福祉協議会の広報誌に募金寄付者を載せる場合の情報提供。）
2	配分事業	共同募金配分申請者が、受配要望書に記載した事項 ・申請した施設、団体等の代表者名等	配分申請の審査、決定に関わる事業に用いることを目的とする。	・社会福祉法人中央共同募金会との連携（配分統計システム・赤い羽根データベースはねつとを共同利用する。ただし、中央共同募金会においては個人情報を利用することはないものとする。）
3	個人住民税控除対象寄附者に関する事業	個人住民税控除対象寄付者が募金振込通知書等に記載した事項 ・寄付者の氏名、住所、寄付金額	寄付者への領収書発行等の業務を適正かつ円滑に行うとともに、寄付者が適正な税控除等を受けられるようにすることを目的とする。	・当該市町村税務担当課との連携（住民税控除業務に伴い、当該寄附者名簿を提出する。） ・社会福祉法人中央共同募金会との連携（本事業の運営について、自治省（平成元年当時）より、当該寄附者名簿を中央共同募金会に提出する旨義務付けられていることに伴う情報提供。ただし、中央共同募金会においては住民税控除業務に関連して必要に応じて当該情報を総務省に提供する以外、情報の保管に留め利用することはないものとする。）
4	NHK 歳末たすけあい募金事業	NHK 歳末たすけあい募金への寄付者が募金振込通知書等に記載した事項 ・寄付者の氏名、住所、寄付金額等	寄付者への領収書、礼状等の発行業務、表彰・感謝に関する業務及び募金の呼びかけを適正かつ円滑に行うことを目的とする。	・社会福祉法人中央共同募金会との連携（礼状及び募金呼びかけの送付を行うための情報提供。） ・NHK さいたま放送局との連携（NHK さいたま放送局において共同で募金の事業を行うための情報提供。）
5	受配者指定寄付金事業	寄付者が、寄付申込書等に記載した事項 ・寄付者の氏名、住所、寄付金額 ・受配施設等の代表者名等 受配者が、寄附金配分申請書等に記載した事項 ・受配施設等の代表者名等	受配者指定寄付金の審査、決定に関わる事業に用いることを目的とする。	・県との連携（寄付者と受配者との間に特別な関係について、県の証明書の発行を必要とする場合、県に必要な情報を提出する。） ・社会福祉法人中央共同募金会との連携（100万円を超える寄付に関する審査のため、当該寄付者情報を提出する。なお、本事業は財務省との協議を必要とすることから、当該情報は、中央共同募金会を通じて財務省に提出する。）
6	財団法人中央競馬馬主社会福祉財団、財団法人JK A、財団法人車輛競技公益公益資金記念財団の補助事業	寄付者が、申請書に記載した事項 ・寄付者の氏名、住所、寄付金額 ・受配施設等の代表者名等	補助金の審査、決定に関わる事業に用いることを目的とする。	本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、補助金の審査、決定等、上記利用目的に沿った利用を行う。 また、下記により本会内部での利用又は外部への提供を行う。 ・社会福祉法人中央共同募金会との連携（補助事業に関する審査のため、当該寄付者情報を提出する。なお、中央共同募金会では提出書類を取りまとめ、各補助団体に提出する。）
7	表彰・感謝事業	共同募金への協力に伴う表彰・感謝対象者が、関係書類に記載した事項 ・氏名、住所、具体的な協力内容	寄付者への表彰・感謝に関する業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。	・県及び市町村との連携（知事表彰及び市町村表彰のため、当該対象者情報を提出する。） ・社会福祉法人中央共同募金会との連携（中央共同募金会会長表彰または厚生労働大臣表彰のため、当該対象者情報を提出する。なお、厚生労働大臣表彰対象者の情報は、中央共同募金会を通じて厚生労働省に提出する。）
8	奉仕者事故見舞金事業	共同募金活動中に事故にあった奉仕者が、関係書類に記載した事項 ・氏名、住所、具体的な事故の内容	奉仕者への事故見舞いを適正かつ円滑に行うことを目的とする。	・社会福祉法人中央共同募金会との連携（奉仕者事故見舞金を運営している中央共同募金会に対し、当該対象者情報を提出する。）
9	募金ボランティア事業	共同募金への協力のため、募金ボランティアが関係書類に記載した事項 ・自治会、町内会等の会長等の氏名 ・街頭募金ボランティアの代表者等の氏名	共同募金ボランティアの養成及び募金の連絡業務を行うことを目的とする。	
10	法人運営事業	本会及び支会の理事、監事等が履歴書等に記載した事項 ・本会及び支会の理事当役職員の氏名、住所、所属、役職等 市区町村が、関係書類に記載した事項 ・支会長、事務局長、担当者の氏名	法人業務の決定、事業の遂行を適切に行うとともに、役職員の氏名を対外的に明確にすることを目的とする。	・社会福祉法人中央共同募金会との連携（中央共同募金会が作成している「共同募金会便覧」に本会の職員と併せて役員の名簿を情報提供する。） ・県との連携（県への現況報告及び検査指導の際に本会の役職員の名簿等を提出する。）